

受付者: _____

① 住所変更 (西宮市)

- 小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届 (様式第5号)
- 小児慢性特定疾病医療受給者証の原本 (修正後、原本は返却)

② 氏名変更

- 小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届 (様式第5号)
- 小児慢性特定疾病医療受給者証の原本 (修正後、原本は返却)

③ 疾病の変更・追加

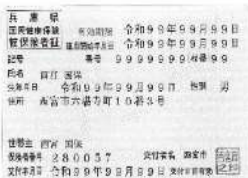
- 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書 (様式第1号)
- 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- 名称変更・追加する小児慢性特定疾病の医療意見書 (指定医の記載によるもの)

※ 有効期間の始期は、「重症度分類を満たしていることを診断した日」からです。
 ※ 「疾病変更」の場合は、新たに変更申請した疾病が審査の結果「不承認」となった場合、既に所持している受給者証も効力を失いますのでご注意ください。

④ 健康保険情報の変更 (記号番号のみ変更、加入医療保険者の変更、生活保護への移行・廃止など)

- 小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届 (様式第5号)
- 小児慢性特定疾病医療受給者証の原本 (修正後、原本は返却)
- 受診者の健康保険が確認できるもの または 生活保護受給証明書 (原本)
 ※紙の健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータルの資格情報画面 (窓口受付の場合は職員が目視で確認) のいずれか (下記参照)
- マイナンバーに関する書類 (支給認定基準世帯員が変わる場合)
 ※ 個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票のいずれか
- 被保険者の令和6年度市県民税課税証明書
 被用者保険 (健康保険組合、共済組合、協会けんぽ) をお使いで、被保険者の市民税が非課税の場合に該当する方は、必ず提出してください。
 ※ 令和7年6月2日～令和7年6月30日までに変更申請される場合は、令和6年度課税証明書に加え、令和7年度課税証明書が必要です。

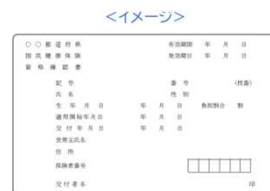
①紙の健康保険証



②資格情報のお知らせ



③資格確認書



④資格情報画面



⑤ 自己負担上限月額の変更（市民税額に変更がある場合など）

- 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（様式第1号）
- 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- 令和6年度市民税額関係書類（令和6年1月1日に西宮市に住民票がない場合は、必要となる可能性があります。どなたの分が必要か不明な場合等は、お問い合わせください。）
※令和7年6月2日以降に変更申請される場合は、令和7年度市民税額関係書類

⑥ 同一世帯（同じ記号番号の保険証を使用している方のみ）内に指定難病または小児慢性特定疾病患者が増えた、もしくは減った場合

- 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（様式第1号）
- 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- 同一世帯（同じ記号番号の保険証を使用している方のみ）内の別の方の特定医療費（指定難病）受給者証または小児慢性特定疾病医療受給者証の写し（新規申請の場合は申請書の写し）

⑦ 人工呼吸器等装着の状態になった場合

- 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（様式第1号）
- 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- 人工呼吸器等装着者申請時添付書類（小児慢性特定疾病患者用、医師の記載によるもの）

⑧ 重症認定申請をする場合

- 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（様式第1号）
- 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- 小児慢性特定疾病 重症患者等認定申請書（様式第2号）
- 該当する小児慢性特定疾病の医療意見書（指定医により、重症患者認定基準に該当するとされたもの）
- 身体障害者手帳または療育手帳（お持ちの方のみ）

⑨ 「高額かつ長期」（高額な医療が長期に継続する者）に該当する場合

- 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（様式第1号）
- 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- 小児慢性特定疾病 重症患者等認定申請書（様式第2号）
- 変更申請する月から起算して過去12ヶ月以内に、小児慢性特定疾病に関する医療費総額（10割）が50,000円を超えた月が6回以上あることがわかる、「自己負担上限額管理票」または「指定医療機関の領収書」（小児慢性医療費助成を受けていなかった期間は対象外）
- 医療費申告書 ※「自己負担上限額管理票」を提出する場合は不要。

⑩ 受給者証を返還する場合

- 小児慢性特定疾病医療受給者証返還届（様式第7号）
- 特定医療費（指定難病）受給者証の原本（コピー不可）
※自己負担上限額管理表は返還不要

（問い合わせ先）
西宮市保健所 保健予防課 難病等疾病対策チーム
☎0798-26-3669